

会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（荻野課長）	<p>○久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員委嘱式</p> <p>1. 開会</p> <p>定刻になりましたので、ただいまより久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の委員委嘱式を開催させていただきます。</p> <p>私は本日の司会を務めさせていただきます資源循環推進課課長の荻野と申します。どうぞよろしく申し上げます。</p>
司会（荻野課長）	<p>2. 委員の委嘱</p> <p>次第の2「委員の委嘱」を執り行いたいと存じます。</p> <p>委員の皆様には梅田市長より委嘱書を交付させていただきます。</p> <p>恐縮ですが、お名前を呼ばれた際にはその場にてご起立いただくよう、お願い申し上げます。</p> <p>（市長から各委員に委嘱書を交付）</p>
司会（荻野課長）	<p>なお、宮脇健太郎様、川寄幹生様におかれましては、所用により欠席となっております。</p> <p>以上をもちまして、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員委嘱式を終了させていただきます。</p>
司会（荻野課長）	<p>○久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会第1回会議</p> <p>1. 開会</p> <p>引き続きまして、第1回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を進めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の配付資料を確認させていただきたいと存じます。</p> <p>全部で8点ございます。まず、1点目は会議の次第になります。</p> <p>2点目は資料1「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会傍聴要領」、</p> <p>3点目は資料2「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の概要」、</p> <p>4点目は資料3「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例」、</p> <p>5点目は資料4「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会委員名簿」、</p> <p>6点目は「久喜市ごみ処理施設整備基本構想（概要版）」、</p> <p>7点目は資料6「スケジュール」、最後に8点目は「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員名簿の公開に係る同意書」でございます。</p> <p>それでは、本日は最初の会議でございますので、議事に入ります前に皆様にご了承いただきたいことが3点ほどございます。</p> <p>まず1点目は、会議の公開についてです。本市では久喜市審議会等の会議の開催に関する条例第3条及び第7条により、会議は公開とし、会議の傍聴を認めております。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（荻野課長）	<p>また会議の傍聴に当たりましては、審議会等がそれぞれに手続や遵守事項をまとめることになっております。つきましては、資料 1 の傍聴要領を作成させていただきましたので確認をお願いします。なお、資料 1 の傍聴要領を要約しますと、会議の妨げになるようなことはしないでくださいというようなことが書いてございます。</p> <p>次に 2 点目です。委員会名簿の公開についてです。本市では久喜市市民参加条例第 7 条第 2 項に基づいて委員の氏名等を公開することとなっております。具体的には資料 4 の委員名簿に会長、副会長の職を記載したものを市のホームページの中で公開することになりますのでご了承いただきたいと思います。また、市では、公職者名簿を毎年度作成しておりまして、公文書館において閲覧することができるようになっております。なお、この公職者名簿は基本的に氏名、住所、電話番号が記載された名簿となっておりますが、住所と電話番号を載せないことも可能となっております。</p> <p>本日配付しております資料 8「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会名簿の公開に関する同意書」によりまして、皆様のご意向を伺いたいと考えておりますので、会議終了後、事務局に提出していただきたいと思っております。</p> <p>3 点目です。会議録の作成についてです。本市では審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条及び第 10 条の規定により会議録を作成し、写しの閲覧を供しなければならないとされております。本日の会議の記録のため録音及び写真の撮影につきましてはご了承いただきたいと存じます。会議録の作成形式は基本的には全文記録方式とし、会議録については市ホームページ等で公開させていただきます。なお、会議録の確認、署名につきましては、会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>以上、3 点ですが、委員の皆様、よろしくお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、次第 1「開会」でございます。本日の出席委員は 8 名です。</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、過半数を超えておりますので、ただいまより第 1 回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討会を開会します。</p>
司会（荻野課長）	<p>2. 市長あいさつ</p> <p>次に次第 2「市長あいさつ」です。梅田市長からごあいさつ申し上げます。</p>
梅田市長	<p>（あいさつ）</p>
司会（荻野課長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>3. 委員及び事務局職員の紹介</p>
司会（荻野課長）	<p>続きまして、次第 3「委員及び事務局職員の紹介」に移らせていただきます。</p> <p>本日は初めての会議ですので、恐縮ではございますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、順番は委嘱者の交付順と同じく、名簿順でお願いします。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（荻野課長）	<p>（各委員自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
司会（荻野課長）	<p>（事務局自己紹介）</p> <p>続きまして、計画の策定に関しましてご協力をいただくコンサルタント会社を紹介させていただきたいと思います。</p>
司会（荻野課長）	<p>（株式会社日建設計自己紹介）</p> <p>以上でございます。皆様どうぞよろしくお願いたします。</p>
司会（荻野課長）	<p>4. 会長、副会長の選出について</p> <p>続いて次第4「会長、副会長の選出について」でございます。</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第5条の規定によりまして、当委員会には会長及び副会長を置くこととなっております。会長及び副会長につきましては、委員の互選によって定めることとされております。</p> <p>本日は第1回目の会議ということで、会長が選出されておられませんことから、梅田市長を仮議長として、会長、副会長が選出されます間、議事を進行させていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、梅田市長、よろしくお願いたします。</p>
仮議長（梅田市長）	<p>それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>本日は第1回目の会議ということですので、会長、副会長を選出する前に、当該検討委員会の概要について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 （坂巻課長補佐）	<p>それでは、私から説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず久喜市のごみ処理施設整備基本計画検討委員会の概要について説明します。お配りしましたA4判の資料2「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の概要」と書かれている資料をご覧ください。</p> <p>まず初めに、久喜市と検討委員会とのかかわりを説明させていただきます。久喜市は、ごみ処理施設整備に関する意見を伺うために「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を設置しまして、委員会に対しまして施設整備をするために必要な基本的な事項について諮問をさせていただきます。それを受けて、検討委員会の皆様にはさまざまなご検討をいただきまして、市に答申させていただきたいと存じます。それを受けまして、市が久喜市のごみ処理施設整備基本計画を策定するという流れになります。</p> <p>次に、検討委員会の皆様にはどのようなことを議論いただくのかということで、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会と、枠で囲まれた中をご覧くださいと思います。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局 (坂巻課長補佐)</p>	<p>「設置根拠」となりますのは、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例です。この条例については資料3で条例を参考に付けています。</p> <p>この条例に基づいて「設置目的」等々書かれております。設置の目的ですが、久喜市が整備するごみ処理施設等に関する基本的な計画を策定するに当たりまして必要な事項を検討いただくものです。</p> <p>「検討内容」としましては、久喜市ごみ処理施設整備基本構想を市で策定しております。こちらの構想を具現化しまして施設整備をするために必要な基本的な事項を検討していただくものでございます。</p> <p>主な検討の内容としては、整備する施設（焼却施設、資源化施設、生ごみの処理方法等）について検討をいただきたいと思います。その他、施設規模として、ごみのピットの容量、炉の数等も検討いただきたいと思います。これらの内容を踏まえて、配置計画として施設の配置、環境基準、そして、施設を建設、運営するに当たりまして公設公営の方が良いのか、民設民営の方が良いのか、このような事業方式につきましても検討をいただきたいと思っております。</p> <p>最後に、「委員構成」ですが、全部で10名でございます。ご覧いただいたとおり、公募による市民3名、それから各種団体を代表する委員として2名、学識経験を有する委員として4名、その他市長が認める委員として1名ということで、合計10名の委員さんをお願いしております。こちらの名簿については、お配りしました資料4で委員名簿をお配りしておりますのでご確認をいただきたいと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>仮議長（梅田市長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、当委員会の会長、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第5条の規定により、当委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めるとなっています。まず、会長の選出ですが、委員の皆様から何かございますか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>私たち、この検討委員会は初めてでございますので、委員の方々の情報もございませんので、できましたら会長については事務局より提案をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>仮議長（梅田市長）</p>	<p>ただいま小林委員から、会長は事務局に提案を求めるという発言がございましたが、他にご意見はございませんか。よろしければ、この形で事務局からの提案を求めていきたいと思っております。</p>
<p>全員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>仮議長（梅田市長）</p>	<p>それではお願いします。</p>
<p>事務局 (坂巻課長補佐)</p>	<p>事務局といたしましては、ごみ処理施設の整備に当たりまして数多く全国で活躍されております全国都市清掃会議からお越しいただいております荒井先生に会長をお願いしたいと考えております。</p>
<p>仮議長（梅田市長）</p>	<p>ただいま事務局から、荒井委員を会長とする案が示されましたが、荒井委員に会長をお願いするというごことでご異議ございませんでしょうか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
全員	(異議なし)
仮議長 (梅田市長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではご異議なしと認めまして、会長は荒井委員と決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、副会長の選出であります、委員の皆様、いかがいたしましょうか。</p>
小林委員	会長さんにご推薦をいただく形がよろしいのではないかと思います。
仮議長 (梅田市長)	ただいま小林委員から、副会長は会長の推薦がよろしいのではないかとのご発言がありましたが、他にご意見はありませんか。この形でよろしいでしょうか。
全員	(異議なし)
仮議長 (梅田市長)	それでは、他にご発言がないので副会長は会長の推薦ということで選出をいたしますので、ご異議はございませんでしょうか。
全員	(異議なし)
仮議長 (梅田市長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長にご発言をお願いしたいと思います。</p>
荒井会長	<p>本検討委員会は幅広い観点からの議論が必要となりますので、久喜市の商工会長であり、環境推進協議会の副会長でもある小林委員さんに本委員会の副会長をお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
仮議長 (梅田市長)	ただいま、荒井会長から副会長には小林委員がよろしいのではないかとのご発言がございましたが、皆様、ご異議はございませんか。
全員	(異議なし)
仮議長 (梅田市長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議なしと認め、副会長は小林委員と決定させていただきましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、改めまして申し上げます。会長には荒井委員さん、副会長には小林委員さんと決定いたしました。今後の委員会の運営につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会 (荻野課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長、副会長が決まったところでございますので、就任のごあいさつを一言ずついただければと存じます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井会長	(あいさつ)
小林副会長	(あいさつ)
司会 (荻野課長)	ありがとうございました。
	5. 諮問
司会 (荻野課長)	<p>続きまして、次第5「諮問」について、でございます。</p> <p>これより梅田市長から久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会に対し諮問をさせていただきたいと存じます。</p> <p>(市長から諮問書の交付)</p>
司会 (荻野課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、大変恐縮ではございますが、梅田市長は次の公務がございますので退席させていただきたいと存じます。</p> <p>(市長 退席)</p>
司会 (荻野課長)	<p>それでは、議事でございますが、会議の進行につきましては、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第6条の規定に基づき、委員会の会議は会長が議長となるという規定となっております。</p> <p>荒井会長、小林副会長には座席の移動をお願いしたいと存じます。</p> <p>(会長、副会長 席移動)</p>
	6. 議事
司会 (荻野課長)	<p>続きまして、次第6「議事」に移らせていただきます。</p> <p>進行は議長をお願いしたいと思います。荒井会長、よろしく願いいたします。</p>
議長 (荒井会長)	<p>それでは、進めてまいりたいと思います。本日の議事は2つでございます。議事次第にございますように、「新たなごみ処理施設整備の背景と経緯」及び「スケジュール」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(1) 新たなごみ処理施設整備の背景と経緯</p>
事務局 (青砥担当主査)	<p>「新たなごみ処理施設整備の背景と経緯」につきましては、事前にお送りしております「久喜市ごみ処理施設整備基本構想(概要版)」に沿って説明させていただきます。</p> <p>それでは、第1編「ごみ処理施設整備基本構想策定の目的と位置付け」からご説明させていただきます。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局 (青砥担当主査)	<p>初めに「策定の目的」でございます。国が策定した廃棄物処理法に基づいて、久喜市では平成 29 年に「久喜市一般廃棄物処理基本計画」を策定しております。</p> <p>この計画では、『永遠の笑顔につなぐ、環境に優しい町「久喜」』を目指して、ごみを処理していくことが記されており、その目標を実現するためには新たなごみ処理施設の整備が必要であるとも記されております。</p> <p>この新たなごみ処理施設について最近技術などの情報整理や生活環境影響調査に必要な情報の整理などを目的に取りまとめられたのが、ご覧いただいております基本構想でございます。なお、この生活環境影響調査とは、ごみ処理施設からの騒音や振動、悪臭などによって生活環境に影響が発生しないようにするための調査のことでございます。</p> <p>次に、基本構想の「位置付け」でございます。先ほどご紹介しました基本計画には、現在の清掃センターが老朽化していること、そしてそれにより維持管理費の経費が増加している点などを踏まえて、3つの清掃センターを1つに統合した新たなごみ処理施設の整備を推進することが記されております。基本構想では、この新たな処理施設の整備について、施設の機能や処理方法などの方向性を整理するものであると位置付けております。</p> <p>次に第2編「ごみ処理の現状と将来動向」でございます。</p> <p>初めに現状について説明します。現在、久喜市のごみは久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターの3か所で処理しておりますが、最も新しい菖蒲清掃センターでも築28年、これは基本構想の策定からさらに2年が経過しておりますので、読みかえまして30年が経過しているところであり、施設の更新を検討すべき時期となっております。</p> <p>また、3つの清掃センターでは、それぞれ設備が異なっておりますことから、ごみの分別方法などにつきましても、それぞれ異なっているところがございます。</p> <p>次に将来動向について説明します。新たなごみ処理施設の供給開始を予定している平成35年度には、ごみの総排出量は久喜市と宮代町を合わせて約52,000t、焼却処理量は約36,000tが見込まれております。新たなごみ処理施設では、このごみの量が処理できる能力が求められます。なお、供用開始時期やごみの排出量につきましては、当委員会で最新の情報などをもとに見直しを図っていく予定でございます。</p> <p>次に、第3編「ごみ処理施設整備基本構想」でございます。</p> <p>第1章は「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備の概要」でございます。専門的用語ですが、簡単に申し上げますと、燃やせるごみの処理施設の概要です。近年におきましては、燃やせるごみは、燃やした熱を利用して暖房したり、発酵させてガスを生産し、そのガスで発電したりしております。このことから、燃やせるごみのエネルギーを回収した廃棄物処理施設ということで、このような名称となっております。</p> <p>それでは、概要の1つ目、処理システムについて説明させていただきます。久喜市の燃やせるごみにつきましては、約40%が生ごみです。このことから、大きな割合を占める生ごみを少なくできれば、同様に大きな割合で処理量を小さくすることができます。また、この生ごみというものは、発酵させて肥料にしたり、発酵させてガスを生産したり、つまりごみを資源にかえることができる特徴も持っておりますことから、ごみを減らして資源を増やす、堆肥化であったりバイオガス化についても今後さらに検討を行っていくことが基本構想に記されております。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局 (青砥担当主査)	<p>このシステムを簡単に図にしたものが次に示されており、①番の焼却では燃やせるごみを全て高温で焼く、または高温で溶かす方法、②番の堆肥化では燃やせるごみと生ごみを分別収集して、生ごみを肥料とし、それ以外を焼く方法、③番ではバイオガス化する方法が記されております。</p> <p>なお、バイオガス化については、生ごみと燃やせるごみを分別収集して、生ごみのみをバイオガス化する湿式メタン発酵という方法の他に、近年では、生ごみ以外の燃やせるごみもバイオガスにでき、分別による市民負担であったり、収集の経費増大を抑えたりできる乾式メタン発酵という方法も採用され始めております。</p> <p>以上、4つのパターンで考えた場合、それぞれの施設規模は次にございます「処理方式の種類と施設規模」に記載されているとおりでございます。</p> <p>全て焼却する場合は 143t/日のごみ処理ができる焼却施設が必要となります。次に、堆肥化する場合は 35t/日まで肥料とすることができる見込みですので、その場合は焼却施設を 117t/日まで小さくすることができます。同様に、バイオガスとする場合は、湿式は 21t/日、乾式の場合は生ごみ以外の紙などからもバイオガスを作ることができることから、増量して 66t/日となっており、その分、焼却施設もそれぞれ小さくすることができます。</p> <p>次に、第 2 章「マテリアルリサイクル推進施設整備の概要」です。こちらも専門的な用語ですが、マテリアル、つまり資源のリサイクルを推進する施設です。</p> <p>現在、久喜市のごみ処理施設では、一部例外もありますが、燃やせないごみ、粗大ごみ、ライター、びん・缶の 4 種類を自前で処理しており、それ以外の 2 種類、ペットボトルとプラスチック製容器包装、これはつまりプラマークのついたビニールごみなどにつきましては、外部の業者に委託して処理しているところです。</p> <p>この外部業者への委託については、処理の安定性や確実性を考えますと、なるべく行わずに自前で行うことが望ましいと記載されておりますが、今後検討を進めていく上ではさらに経済性なども含めて総合的に検討し、判断していく予定です。</p> <p>なお、仮にここで述べた 6 種類全てを市で処理するとした場合、その施設規模は、41t/日処理できる施設が必要であり、次のストックヤードは、いわゆる資源の一時保管場所ですが、それについては、災害ごみの受け入れなども視野に入れて 1,700m²程度必要であると試算されております。</p> <p>次に第 3 章の「施設整備の方針」です。初めに整備の前提です。</p> <p>①施設整備の時期につきましては平成 35 年度の予定としておりますが、当委員会での検討結果や進捗状況なども反映させて今後調整していく予定です。②ごみ処理の体制につきましては、久喜市が主体となって実施することとし、宮代町からのごみは受託することが施設整備の前提となっております。</p> <p>次に、エネルギー回収型廃棄物処理施設、読みかえまして、「燃やせるごみの処理施設の整備に関する方針」です。</p> <p>1. 安全・安定的で、維持管理が容易であること、2. 生ごみの減量化・資源化につながる処理方法であること、3. 減量化や資源化を図り、焼却量や最終処分量の少ない施設とすること、4. ごみからエネルギーを有効活用し、環境負荷を小さくすること、が記されております。</p> <p>次に、「マテリアルリサイクル推進施設の整備に関する方針」です。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局 (青砥担当主査)	<p>1. 安定して確実な処理を可能とすること、2. 適切かつ安全に処理できる施設とすること、3. 耐久性や維持管理性に優れた施設であること、4. 環境負荷の少ない設備であること、です。</p> <p>なお、次の図にも記載されておりますとおり、3つの清掃センターで現在、分別・処理方法が異なっております現状についても、新施設では整理し統一を図っていく必要がございます。</p> <p>次に、ストックヤード、読みかえまして資材置き場につきましては、災害時にも対応できる十分な規模を確保することが方針として記されております。</p> <p>次に、建設予定地です。久喜市菖蒲町台にございます菖蒲清掃センターの位置はこちらになりますが、この敷地を大きく拡張し、そこに新施設を建設する予定となっております。</p> <p>次に、環境保全計画です。この計画は、ごみ処理施設により発生する排気ガスや排水、騒音、振動、そして悪臭から環境を守るための計画です。その計画についての基本方針としては、1. 最新設備を導入すること、2. 法律などの規制値を守ることはもちろん、それ以上の厳しい規制値を設けることの2点が記されております。</p> <p>次に「4. リサイクル計画」です。初めにエネルギー回収型廃棄物処理施設のリサイクル計画ですが、1. 焼却熱で発電したエネルギーを施設内で使用し、余ったものは売却すること、2. 余った熱は有効利用ができるよう検討すること、3. 処理後残渣、つまり焼却灰などの再生利用を推進することが記されております。つまりここでは、熱リサイクルや資源リサイクルを積極的に行うことが記されているところです。</p> <p>続いて、マテリアルリサイクル推進施設の方針です。1つ、適切な資源化すること。そして資源化できないものからも可能な限りエネルギーを回収することが記されております。</p> <p>次に、「5. 付帯施設の検討」です。ここでは、ごみ処理施設とあわせてごみに関する啓発を行う施設や余熱を利用することができる施設の整備について検討することが記されております。</p> <p>初めに啓発施設です。1. ごみに関する情報発信やイベントなどの活動を行うことができる機能を設けること、2. 持続可能な社会に向けて人材の育成に寄与する施設とすることが方針として示されております。</p> <p>次に、余熱利用施設の方針です。1. 焼却施設で余った熱を最大限利用すること、2. 市民の意見等を考慮しながら検討していくことが記されております。</p> <p>続いて、「6. 施設整備スケジュール」です。こちらのスケジュールは2年前に作成したものであることから、最新のスケジュールを用いまして、後ほど詳しく説明させていただきます。</p> <p>次に進みまして、「7. 事業方式の整理」です。ここで申し上げます事業方式とは、誰が建設して、誰が運営していくかといったようなこととさせていただきます。ごみ処理施設を建設するに当たっては、民間と公共が連携することで、より経済的に、より効果的に事業を進めることができる可能性がございます。このような手法は、近年、多くの自治体で採用されているところでもございます。久喜市のごみ処理施設においても、どこまでを久喜市が実施して、どこまでを民間が実施するのかという事業方式について最大限、効率的で効果的となるように選定することが方針として定められております。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局 (青砥担当主査)</p>	<p>最後に「8. 財政計画」です。ごみ処理施設の整備には国からの交付金等を活用しながら推進していくことが示されております。また、仮に公設公営、つまり民間の力を活用せずに久喜市が建設して、久喜市が運営していく事業方式とした場合の試算が表にまとめられております。こちらがその表で、第1章で申し上げました焼却、堆肥化、湿式メタン、乾式メタンの4つのケースで、それぞれ算出しております。</p> <p>施設整備に係る全体の費用ですが、最も価格が高くなるのは乾式メタン発酵の232億円、最も安くなるのは全て焼却する方式の211億円であるとの試算結果となっております。</p> <p>一方で、国からもらうことができる交付金については、バイオガス化のケース3と4が多く交付されておりますことから、最終的には久喜市が支払う金額はどの方式もおおむね同じような額となることが予想されております。また、この表は整備費用のみであることから、今後については整備後の運営費用や環境への負荷、分別の手間などによる住民負担などを総合的に比較して検討を進めていく予定です。</p> <p>以上が、新たなごみ処理施設整備の背景と経緯でございます。</p> <p>(2) スケジュール</p> <p>引き続き、(2) スケジュールについて説明させていただきます。資料6をご覧ください。こちらが全体のスケジュールです。</p> <p>上から説明させていただきますと、1段目、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は平成27年から28年にかけて検討し策定しております。そして、先ほど説明しました「ごみ処理施設整備基本構想」が2段目にございまして、平成28年度から29年度にかけて検討し策定しております。</p> <p>また、その下の3段目「生ごみ資源化に関する調査」では、生ごみを肥料にしたりバイオガスにしたり、つまり資源化する場合、技術的に、費用的に実現可能であるかなどを調査したものでございます。</p> <p>4段目の「ごみの出し方や分別に関するアンケート調査」では、市民の皆様に、ごみの分別に負担を感じているか、またはリサイクルに関心があるのかなどといったアンケート調査を実施したものです。</p> <p>一段飛びまして、上から6段目の「生活環境影響調査」ですが、ごみ処理施設から出る排気ガスや騒音、悪臭などが周囲の生活環境に影響を与えないようにするための調査です。</p> <p>次の7番目が「PFI導入可能性調査」です。PFIというのは公共と民間が連携する方法のことです。先ほど説明しました事業方式に深くかかわる調査を実施していくものでございます。</p> <p>これら、3番、4番、6番、7番の調査結果をもとにして、5段目にあります「ごみ処理施設整備基本計画」を、令和元年度から令和2年度にかけて当委員会を10回程度開催しまして、検討し、整備基本計画の策定を目指します。</p> <p>次に8段目の「事業者選定」は、工事や運営を実施する業者の選定を令和3年度に行いまして、最後の10段目にあります「設計・建設」を3年間で実施し、令和6年度内の新施設稼働を予定しております。</p> <p>先ほど紹介した基本構想では、平成35年度、つまり令和5年度の施設稼働が記されておりましたが、施設整備に関する調整などにより遅れが発生しているところ です。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局 (青砥担当主査)</p>	<p>そして、このスケジュールにつきましても現在の予定であることから、今後、当委員会で検討を進め、より精度の高いものとして見直しを図っていく予定でございます。</p> <p>最後に、「委員会で行う主な事項」について説明させていただきます。</p> <p>1 点目はごみ処理施設の施設見学です。現在の施設や最新の施設などを見学していただく予定でございます。</p> <p>2 点目は生ごみ処理方法の決定です。これは生ごみを燃やすのか、肥料にするのか、バイオガスを作るのか、という処理方法について決定していただくものでございます。</p> <p>3 点目はプラントメーカーのヒアリングに必要となる基本条件の決定でございます。これまでに紹介した工事費用やスケジュールにつきましては、他の市町村の事例などを参考に作成したものでございます。しかしながら、実際には物価の変動であったり少子高齢化などの社会情勢によって大きな影響を受けるものでございます。このようなことから、ごみ処理施設を実際に作っているプラントメーカーのヒアリング、つまりアンケート調査を行い、それによって、より精度の高い情報を収集するという趣旨のものです。この調査を行うためには、どのくらいの規模を予定しているのか、どのようなごみを処理する予定なのか、などの基本的な条件をプラントメーカーに伝えなければならないことから、その条件を決定していただくというものでございます。</p> <p>4 点目は施設整備の方針です。主な内容としては、1. 主要機器の設備では焼却炉または溶融炉はいくつ設置するのか、粗大ごみはどのように砕くかなどの方針を決定し、2. ごみ処理方法では、経済性や安定性などから採用可能な処理方法を複数選定し、3. 排ガス処理方法では、ごみを燃やした際に発生する煙の有害物質をどのように除去するかなどの処理方法を検討し、4. リサイクル方法では、燃えかすの灰がどのくらい発生して、その灰を利用して、コンクリートブロックを作るなどの、どのくらい資源化できるかなどの検討を行い、5. 事業方針では、市が建設して市が運営する、いわゆる公設公営なのか、民間が運営する民設民営のかなどの選択を複数選定していただき、最後に、6. 整備スケジュールを立てていただくなどを予定しております。</p> <p>5 点目は建設予定地の施設配置や動線案、つまりごみ収集車を例としますと、どこから敷地内に入って、どこにある施設を通過して、どのように出ていくかなどの計画の案を決定いただきまして、6 点目は財政計画、つまり建設費はいくらか、運営費はいくらか、国からの補助金はいくらかなどの計画案を決定し、最後の 7 点目のごみ処理施設整備基本計画の案を作成するといった事項を予定しております。</p> <p>以上が、(1) 新たなごみ処理施設整備の背景整理及び (2) スケジュールの説明でございます。</p>
<p>議長 (荒井会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>市では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成 29 年 3 月に、ごみ処理施設整備基本構想を作成していました。その基本構想の中では、ごみ処理を安定的に行うために、久喜市と宮代町のごみを処理する焼却施設やマテリアルリサイクル施設を整備することとし、それらの概要は基本構想で定めていますが、内容をもう少し詳細に検討して、施設整備基本計画として策定したいというような内容かと思います。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	<p>検討する日程としては、令和元年度及び令和 2 年度に、この委員会を 10 回程度開いて、令和 2 年度に成果として基本計画を策定していくことになると思います。</p> <p>基本計画の内容については、生ごみ処理方法の決定ですとか、施設整備方針の決定、あるいは施設配置や動線計画、財政計画などについて、この委員会で検討して決定していくということです。それに伴って施設見学、プラントメーカーへのヒアリングといったことも行っていきたいということでございます。</p> <p>これらについて、事務局の作成資料をもとに委員会で議論をして決定していくことになるかと思えます。</p> <p>それでは、事務局の説明についてご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。</p>
藤原委員	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>4 点確認したいことがございます。</p> <p>まず、基本構想の 2 頁に処理方式の種類と施設規模ということで、焼却単独と焼却プラスバイオマスの表があるのですが、ここではその処理能力だけの記載になっています。例えば焼却単独ですと 1 施設ですが、焼却プラスバイオマスという形になると 2 施設になりますし、附帯施設、例えば貯留設備とかいろいろな施設があると思えますので、面積もかなり変わってくると思えます。これらそれぞれの計画施設面積について検討されているかどうか、を説明してください。これがまず 1 点目です。</p> <p>2 点目に、エネルギー利用ということで、発電したエネルギーを自己消費して、残りの電力は売電するという計画ということでお話がありましたが、恐らくこの計画を検討したときには買電についても積極的にという状況がありましたが、昨今、ここ昨年ぐらいから電力事情も変わってきてまして、逆潮流がなかなか難しくなってきたという状況があります。東北とか九州は特にそうなのですが、関東エリアでも部分的に逆潮流はできないなど否定的な計画もあります。売電ができないとなると、自営線で電気を送るとか、熱を送るとか、それなりの工夫をしないとエネルギー回収率を確保できなくて、財源計画もまた変わってくる可能性も出てくるし、当然、設備仕様も変わってくると思えますので、今後重要なポイントになるのかと考えています。これは意見です。</p> <p>3 点目に、財源計画のところ、焼却施設は 210 億円という説明でしたが、これは焼却単独だとちょっと高過ぎるので、恐らくマテリアルリサイクルも含まれているのではないかと思います。そうであるならば、注釈などを記載しておかないと、施設規模当たりのトン単価で見ると非常に高い金額になってしまいますので、表を再確認していただいたほうが良いのかと思います。</p> <p>最後に、マテリアルリサイクル施設で、最近、環境省からリチウムイオン電池対策の話が出ていますが、全国の不燃・粗大ごみ処理施設で最近火災が多くなっています。全焼してしまっているところもありますので、そういういったリチウムイオン電池対策についても、できればこの検討会でご議論していただければなと思っています。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>4 点ありました。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	<p>1点目は、処理方式の検討において施設面積について検討されているか。</p> <p>2点目は、最近電力事情が悪くなっているというか、いわゆる自家発電に対する逆風が吹いている中で、逆潮流が、逆潮流というのは売電をする、つまり焼却施設を使って発電した電気を電力会社に売ることなのですが、そういうことが非常に難しくなっているから収支計画に影響があるのではないかということ。</p> <p>3点目は、財源計画に出ている焼却施設の施設整備費が210億円前後ということなのですが、これは単価的に非常に高いから、何と何を含んでいるかということについて注釈をする必要があるのではないかということ。</p> <p>4点目は、最近、リチウムイオン電池を原因とする火災あるいは事故が多く発生しているので、それについて、この委員会の中で議論するのはどうかという4つの点について指摘がありました。</p> <p>事務局からお答えください。</p>
事務局 （坂巻課長補佐）	<p>1点目の、各施設の面積については、施設規模は検討しているのですが、具体的な面積につきましてはまだ検討していない状況です。</p> <p>2点目の、発電につきましても、最近、売電の関係のニュースを目にすることがございますので、当委員会としても早目に売電の計画と、あとは、必要であれば電力会社等の調整をなるべく早く行い、スムーズに売電できるようなシステムを検討していきたいと思っております。</p> <p>3点目の、財政計画につきましては、ご意見にありましており、この中にはマテルアルリサイクル施設、いわゆる資源化施設の費用も含まれております。今後検討委員会で財政計画も検討してまいりますので、その際には、分かりやすく表記したいと思います。</p> <p>4点目の、リチウムイオン電池の関係でございますが、その対策につきましても今後、この委員会で整備を検討していく中で、皆様からご意見をいただきたいと思っております。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>各処理方式の施設面積はどうか、逆潮流の問題は、より具体的になってきますから、基本構想の中で検討が済んでいないというのは納得できるところでありますが、この委員会ではきちんと検討していくことにしたいと思います。</p> <p>その他、第3、第4の点についても同様ということによろしいですか。</p>
事務局 （坂巻課長補佐）	はい。
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かありますか。</p>
入江委員	<p>宮代町はごみ処理を委託しているということですが、将来的には宮代町単独での処理を計画しようということがあるのか、それとも、他の自治体に委託処理することがあるのでしょうか。</p>
議長（荒井会長）	<p>宮代町の今後の動向というのですか、久喜市と一緒にやっていくのか、あるいは他の市町村と組むのか、あるいは単独で行うのかという、そういう動向について、もし分かったら教えてください。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局 (坂巻課長補佐)	<p>宮代町につきましては、現在、宮代町と久喜市で組合を作りまして、ごみ処理を行っております。そのような関係から、新たなごみ処理施設を設置するには久喜市がごみ処理施設を整備しまして、宮代町のごみを久喜市が受託して処理をするという流れになっております。</p> <p>今後、宮代町が単独で整備するのかどうかということにつきましては、分かりかねる部分もございますが、現時点においては処理能力の条件もございますので、他の市町村を入れることは考えておらず、宮代町のごみは受託して久喜市で処理するという事で考えております。</p>
議長（荒井会長）	<p>環境省では、ごみ処理施設は作ってすぐ壊してしまうのはもったいないということで、30～35年ぐらいの寿命を持たせる長寿命化ということを提唱しています。そういう意味でいうと、少なくとも宮代町と30～35年ぐらい一緒に行っていくというのが経済的であると思います。</p> <p>他に何かご意見、ご質問はございますか。</p>
井草委員	<p>2点ほど質問します。</p> <p>まず1点目は、資料6のスケジュールでは、9.盛土造成が令和2年度に予定されております。2年度だと、ごみ処理基本計画が審議中というか、結論が出ない間に盛土造成を行うという予定になっていると思います。各地で大雨による洪水などの災害がありますが、建設予定地にどの程度の高さの盛土を行うのですか。二百数十億円もの大金をかけてごみ処理施設を建設する訳ですが、それが大水によって浸水して処理不能、機能不全になると、大金を投じたのに短期間の間に処理ができなくなり、市民の負担が大きくなります。ハザードマップが作成されておりますが、建設予定地は水はけの悪い地域だと聞いております。したがって、ハザードマップで想定浸水深が3mとか6mと予想されておれば、当然ながらそれ以上の高さに盛土しなければならないと考えております。市は具体的にはどのように考えているのですか。</p> <p>第2点は、ストックヤードの概要の中で、災害時に大量発生するごみを保管するためのストックヤードの面積を1,700m²と試算しておりますが、果たして1,700m²で間に合うのですか。久喜を始めとして、栗橋、菖蒲、鷲宮の旧1市3町、ここに宮代も入れるとすると、旧1市4町になります。旧1市4町の災害ごみを集積する場所は1,700m²で足りるのですか。また、この1,700m²というのは1か所で1,700m²とするのですか、それとも合併前の1市3町ないし4町に、それぞれ500m²とか何百m²とか分散させるように考えているのですか。</p> <p>単純に考えると、1,700m²ですと、小さな畑2枚であり、そのような面積では災害ごみ置き場が足りなくなって、他の場所へもごみを出しているというふうに、テレビでも盛んに放送しています。</p> <p>そういうことから、どのような計算で1,700m²になって、旧1市4町の災害廃棄物のストックヤードはこれで十分なのか、これらの根拠が分からないので、具体的にご説明いただければと思います。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>盛土造成についての盛土高さを、この時点で想定できるのかできないのか。できるとしても、どの程度を考えているのか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	<p>それから、ストックヤードで災害ごみを受け入れる計画であるということであるが、1,700m²という面積で十分対応ができるのかどうか、その2点のご質問でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p>
事務局 （坂巻課長補佐）	<p>1点目の盛土の関係ですが、ごみ処理施設に隣の清久さくら大通りがありまして、そちらから計画予定地までは元は水田でございましたので、地盤高が低くなっている現状でございます。そこで2m程度盛土工事をするようになります。ご指摘のハザードマップに基づくと、浸水想定区域でもございますので、今後の施設の整備では、地盤高を浸水しても影響のないような高さに上げるなどの計画を検討するとともに、施設・設備側でも浸水対策の検討を行い設計していく考えでございます。</p> <p>2点目のストックヤードでございますが、基本構想の中で想定しています面積の1,700m²については、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装に加えて災害廃棄物も含めております。災害のときに出たごみについては、市では別途で災害廃棄物処理計画を策定しております。その計画の中では、災害が発生したときには、まず市内21か所の公園や空地に計画しております仮置き場に一旦ごみを出していただき、そちらから少しずつ搬出して処理していくような流れとなっており、災害時のごみをごみ処理施設に直接持ち込むということは考えておりません。そのような計画を踏まえ、1,700m²ということで考えております。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>現時点の考え方では、現地については2m程度盛土するという話でございます。これは当然、井草委員、ご指摘のとおり、ハザードマップを参照しながら決めていくことになるかと思えます。さらに最近、東日本大震災の経験から、これまで1階に置いていた電気設備を2階以上に上げるとか、プラントそのものも浸水対策を講じるということも導入されていますので、これらの課題についても委員会の中で検討していくことにさせていただきたいと思えます。</p> <p>2点目のストックヤードについては、市で策定されている災害廃棄物処理計画によると、あまり遠くでは役に立たず周辺になければならない仮置き場は、市内全域に21か所に展開する。それで仮置き場で分別した上で災害ごみとして処理するためにストックヤードに持ち込んで処理する。そのような計画であるということです。いかがでしょうか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
議長（荒井会長）	<p>では、了承いただいたということですが、計画については逐次説明をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
議長（荒井会長）	<p>最初ですのでなかなか分かりにくいですし、何を協議して良いのか、なかなか分からないと思えますので、ごみ処理施設を整備するに当たって、ごみ処理施設の細かい点についてこの委員会の中で議論していく。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
議長（荒井会長）	<p>そして、ごみ処理基本計画に掲げられた『永遠の笑顔につなぐ、環境に優しいまち「久喜」』の実現に向けて、この委員会としていろいろ検討していくということだと思います。また、次の委員会もございますので、そこで疑問点等ありましたら質問していただければと思います。</p> <p>本日は以上でよろしいですか。</p>
全員	(異議なし)
議長（荒井会長）	<p>はい、どうもありがとうございます。それでは、とりあえず、質問については今後も逐次受けつけるということで、今日のところの質問はこれで終了とさせていただきますと思います。ありがとうございました。</p> <p>用意された議事については全て終了いたしました。委員の皆様から何か、この委員会に関連することでご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。</p>
全員	(異議なし)
議長（荒井会長）	<p>ないようでしたら、議長の任を解かせていただいて、事務局にお返ししたいと思います。</p>
司会（荻野課長）	<p>ありがとうございました。</p>
	7. その他
司会（荻野課長）	<p>それでは、次第に沿いまして、次第7「その他」ということで、次回以降の日程を決めたいと思います。</p> <p>会場の関係もございますことから、事務局で日程を示させていただきたいと存じます。</p> <p>お配りした表に次回以降の日程の案を入れさせていただいております。</p> <p>初めに、次回第2回の開催につきましては、10月25日金曜日午前10時から、会場はこちらではなくて教育委員会があります東京理科大学の跡地にある建物の会議室で行いたいと考えております。</p> <p>次に、第3回目の委員会は、11月29日金曜日、ここでは1日かけて施設見学、久喜市内にあるごみ処理施設や最新鋭の施設などを見たいと考えております。</p> <p>第4回検討委員会は、12月10日火曜日午前10時から、会場は別の会議室になりますが、こちらの本庁舎で考えております。</p> <p>年内につきましては、この3回を考えております。なお、本日は第1回ということで、荒井会長からもお話があったのですが、既に市で作成したごみ処理施設基本構想について説明させていただきました。2回目以降は、この基本構想をベースに、皆様に今後どういったごみ処理施設にしていくなかということを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。</p> <p>なお、2回目以降の詳細につきましては、日程が近くなりましたらご案内申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p> <p>以上、日程、会場等、ご質問等がなければ、以上になります。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（荻野課長）	<p>8. 閉会</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第 1 回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を閉会させていただきます。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和元年 10 月 2 日</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 会長 荒井 喜久雄</p>	